

2006年08月29日：社会制度の持続性第11回研究会（於：小樽商科大学札幌サテライト）  
近世琉球の士と「立身出世」

渡辺美季

(1) 琉球の身分制

古琉球期（12c半頃～1609）

「官人」は王と個人との関係で成立。官人と「たみ」は流動的・未分化。

（日本の「戦国時代」や「武士団」は存在せず。）

〔参考〕近世日本の身分制：秀吉の刀狩りと太閤検地によって準備（自衛農民の武装解除／戦国武士団を大名の家臣団へ再編）江戸幕府によって完成

近世琉球（1609 島津侵攻～1879 琉球処分）

「改革の一世紀半」（王府の再興・再編）の中で「士・農」の身分制を整備

「士」は王府の構成集団として組織される

・1635年：島津の命により人数改 人口・居付（戸籍）の確認

・1636年：島津の命により宗門改 人口・居付（戸籍）の確認

・1654年：田舎人の首里・那覇への移住禁止

・1679年：羽地朝秀（摂政）士族へ系図提出を命ず。筋目の確認と同時に、士族も確認

・1689年：系図奉行の設置（翌年、系図座の設置）士族へ家譜の編集を命ず。氏・名乗も各門中ごとに定められ士族層の確定へ。〔島津侵攻前後からこの段階までの間連続して仕官していた者を認定〕（尚豊王以前からの仕官者＝譜代、以後＝新参）

{家譜は二部作成し、系図座による内容認定後、御朱印を押して頒賜。系図座と各家で保管}

・1712年：二度目の家譜編集を許可 新「新参」士の誕生（訟後れ＝1690年系図座設置以降に申請が遅れたとして訴え出、認められたケース）

・それ以後：勲功や献金によって新「新参」士に取り立てられる「農民」も。

(2) 「士」とは何か... 「士」身分の権利

「家譜（系図）」（家の歴史）を持つ者＝士（サムレー）・系持（けいもち）・ユカッチュ

（「士族」の呼称は、1869年に明治政府が各藩の藩士の族称としたことにより一般化）

農民（百姓）＝無系

町方（首里・那覇・久米・泊）に居付（戸籍）を置く者

居付によって四分：首里士・那覇士・久米士・泊士

そのほかのメルクマールの整備... 簪・衣服の生地・墓・家屋 etc.

(3) 「士」の種類

【家格】 図1

高譜代と低新参：献金などで新参が譜代に上昇することは可能であった。

高里之子（さとめし）筋目と低筑登之（ちくどうん）筋目：尚豊王代（天啓・崇禎年間）

に「××当(あたい)」などという当職に進んだ者が里之子、「××勢頭」などという勢頭職に進んだ者が筑登之の筋目になった。両者は位階昇進のコースが違う。筑登之から里之子に上昇することは可能で、これを「筋目直り」と言った。

〔家格の序列〕

高譜代の里之子筋目 > 譜代の筑登之筋目 > 新参の筑登之筋目 (新参は全て筑登之筋目) 低  
功績を挙げないと一定年数で家格が下がる。

【位階】 図1

高王子(無品) - 按司(無品) - 親方(正従一品・二品) - 親雲上・里之子親雲上・筑登之親雲上(正従三品~七品) - 里之子(正従八品)・筑登之(正従九品~品外) ect. 低

上記は位階呼称(品位): 位階は厳密には品位に対応(例: 正一品 = 紫地浮織三司官、従一品 = 三司官)。位階に応じて冠・紐の色が決まる。正二品以上は金簪。以下、士族は銀簪。

親雲上以上は普通は知行(家禄)や領地を持つ地頭層(但し家禄を維持するためにはそれなりの功績を挙げなくてはならない)

最下位の位階(従九品)は農民(百姓)も取得可能。

【役職】

家格・位階/居付別に就くことのできる役職が決まっていた。なお下位のごく限定された役職には農民(百姓)も就任可能。

・家格別: 役職は位階相当制(例: 正従一品 = 三司官など)。位階は家格に左右されるので、つまりは家格・位階に役職が左右されることになる。王子家 摂政・王子奉行、按司家 按司奉行、門閥(下司) 三司官・表十五人・奉行・中取、平士 大屋子・筆者・検者、百姓 下代・筑佐事など。

・居付(首里・久米・那覇・泊)別: 近世初期までは殆ど一様の職種に就くが、中期以降、各系に特徴ある職種、コースが設定され、中央の中枢の職種、それへ続く職種は首里系に独占されていく。

高首里士 > > > 那覇士 > 泊士 低 [ 三系は家譜の形式には差がない(和系格 唐系格) ]  
別格久米士 [ 对中国業務。固定された専門職。家譜も当初から唐系格 ]

【有禄・無禄】

・有禄士: 知行・領地の一方または両方を持つ者。門地は高く、高等の官職に就く者

・無禄士: 平士。有禄士の二男以下とその子孫。知行・領地(一定の秩禄)を持たず地位が低い。官職に就いた場合でも、まず筆者という吏員として出仕し、数年~数十年の勤功を積んで初めて旅役・心付役に就く。

無禄士の役職 図2

定役(じょうやく): 王府中枢の役所の吏員(筆者・右筆)。無期。俸禄をもらえる上に勤功(カウント制の功績)が大きく、早く旅役に就けた。旅役を辞めて、心付役になる場合でも収入のよい役所へ回された。希望者が多く試験で採用されることも。空席がなかなか出来ないため、順番を待つて無給で働く準役職(仮筆者・寄筆筆者・足(たし)筆者・

加勢筆者など)があった。これらの職は功績が星でカウントされた。これを勤星と言う。

旅役：中国・日本へ派遣される役職。後に先島(宮古・八重山)へ派遣される役も旅役となる。定役の者から進む。任期制。数回繰り返すと地頭職に行ける可能性も。

心付役：諸座諸蔵(王府の役所の内、心付役のいる座・蔵のことで、諸上納品・買上品の管理を行う)の蔵役人(大屋子・筆者)の総称。米・雑穀・砂糖を取納する時、心付を受け取る習慣があった。

《平士の功績カウント制》

・勤功：有給の吏員(筆者ら) 点数の多い者は旅役・収入の良い心付役へ

・勤星：無給の吏員(仮筆者ら) 点数の多い者は定役・心付役へ

無禄士と科(こう)

科(こう)：王府の官吏登用試験。基本的に下級吏員(各役所の筆者、特に評定所の筆者)の選考を行う。受験者五~六百名に合格者数人という狭き門。受験者は平等学校所(1797設置)の学生で、毎月の模試で上位に入った者、及び泊村学校所の学生など。

功績と個人：親の遺功もカウントされる。

(4) 外国人漂着民の処置に見られる泊士の奮闘 - 職分という権利を巡って -

泊士とは? = 士集団の最下層に位置するグループ。出世から最も遠い存在。

[泊士の役職] 王府の諸役座の筆者 大屋子、泊士特有の泊系正・泊惣横目・泊惣与頭、地方間切の検者・下知役など。脇地頭に上られる者は殆どいない。

泊村の特徴の一つ = 外国人漂着民収容センターとしての機能

任職のチャンス：監督業務は王府から派遣された高官が担うものの、実質的な世話は泊士が行う。漂着民滞在中の泊村の公務支援のため、臨時の任官を要請する etc.

功績を挙げるチャンス：漂着民に対する医療活動 (a)泊士の功績、(b)医者になること = 百姓から新参士にあがる機会でもある(例・泊村の新参松姓など)

医術の功績が褒賞される際に、しばしば漂着民の証言が採用

・松氏金城筑登之親雲上紀昌「...薬服を用い全快した厚恩が忘れがたいので、ご褒美を下命されたいとの旨、中国人漂着民から申し出があった」として王府から褒賞(1801)

・松氏長嶺筑登之親雲上紀通「精を出し全快させたのでご褒美を下されたいと朝鮮人漂着民から泊頭取を通じて申し出た」として王府から褒賞(1835)

新しい泊士専任ポスト創設のチャンス：朝鮮語通事の創出

・朝鮮人の処置は泊士の請込(うけこみ)

・近世琉球と朝鮮は直接的関係無し 近世初期は「朝鮮人」漂着民の判定すらままならず  
1726年：朝鮮人との筆談による意思疎通の史料上初出 漂着民自らが「趙仙国海南人」と書いている。(この頃から琉球でも朝鮮人を「判定」できるようになっていく)

1733年：尋問にあたった中国語通事(久米士)による意思疎通は不可能だったが、「泊村の具志堅筑登之に本国を尋ねさせたら、朝鮮国の内、かあしやいという所の者という言葉は

通じた」 僅かながらも朝鮮語を話す泊土の存在が確認できる。

1794年：泊村を管轄する泊頭取から王府へ「泊村三男の久場筑登之親雲上を漂着朝鮮人の通事に命じて下さい」という要請が出されている。久場は「以前漂着した朝鮮人から粗言葉（片言）を伝授された者」であった。琉球における朝鮮語通事の史料上初出。

1856年：漂着した朝鮮人のため中国語通事（久米士）と朝鮮語通事（泊土）が事件当初から泊村に詰めている。またこの事例では泊頭取から以下の要請が王府に出され認可されている。

**要請の内容** 朝鮮語通事は泊土から任命されることになっている。朝鮮語は難しく、現在は、泊土の松茂良筑登之以外に深く嗜む者がいない。通事は本職に加えた臨時の任職であり、日に5つずつの勤星が与えられていたこと。そのような状況では通事が輩出しがたいので以後は通事に任命されている期間は勤星を7つずつ与えて本職を免除してほしい。更にあと二名を通事見習いとして認め、学習を終え次第、朝鮮人漂着の際に松茂良同様に通事として任命してほしい。

最も任官に不利な立場にあった泊土が、漂着民との関わりを活かして朝鮮語を習得し、朝鮮語通事の「職」を獲得し、その職の安定化を図っていた。（朝鮮人漂着民の世話は泊土の請込／久米士の中国語通事も従来通り派遣されていることから久米士の職は浸食していない）

#### 参考文献

田名真之『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社、1992年。

田名真之「平等学校所と科試」『新しい琉球史像』榕樹社、1996年。

渡口真清『近世の琉球』法政大学出版局、1975年。

渡辺美季「近世琉球における外国人漂着民収容センターとしての泊村」『第四回「沖縄研究国際シンポジウム」ヨーロッパ大会・世界に拓く沖縄研究』沖縄研究国際シンポジウム事務局、2003年。